

# Introduction

# はじめに

本ガイド刊行に寄せて	5
幼児期の教育に必要な専門性	6
保育者研修の必要性	8
受講者にとっての研修の意義	9
研修担当者の3つの役割	10



## 指導主事へのインタビュー 11

### 幼児期の教育に、初めてかかわったとき①

「最初はカルチャーショック。今は、指導主事としての成長を実感」 11

### 幼児期の教育に、初めてかかわったとき②

「幼児期からの子どもの育ちを知ることが、  
教育にかかわる者として大切」 12

「同僚との語り合いが、指導主事としての専門性の向上と意欲に」 12

### 幼児期の教育に、初めてかかわったとき③

「幼児期には、教育の原点がある」 13

「幼児期の育ちを知ること、幼小連携の必要性を実感」 13

## 本ガイド刊行に寄せて

以下は、本ガイドの製作協力者である東京大学教授の秋田喜代美先生に語っていただきました。秋田先生は、幼児教育・保育、保育者育成等についての専門家であるとともに、保育者研修の講師も数多く務められています。

### 研修担当者のデザイン力こそ、地域の保育の質向上の要

各園の保育の質を向上させていく最大の鍵は、保育者の協働による「園組織としての教育力」です。そのためには、研修を受ける保育者個人個人の資質を向上させるにとどまらず、園に持ち帰り同僚と共有したくなる、園や保育者の課題意識にあった研修内容、日々の保育に活かせる内容、日常の行為の意味を改めて考えられる内容と、それらの内容に見合う方法での研修実施、自治体主催研修と園内研修がつながるよう、研修企画担当者が工夫したフォローアップを行っていくことが大事です。時代が求める課題や各地域の実情を見据えた研修担当者のデザイン力こそが、地域全体の保育の質を向上する要となります。

しかし、保育に関する自治体研修を企画される方が、保育について実践経験や専門性をお持ちでない場合も数多くあります。小中学校で指導されていた方が異動され、担当される場合もよくあります。また研修を受講する立場と企画する立場でも違います。自治体によっては担当者が1名で、他に相談する人がいない場合もあるでしょう。

### 本ガイドを活用して、よりよい研修を

そこでこのガイドは、保育者研修の担当者が、ご自分のミッションと役割がわかり、具体的にどのように研修をデザイン・実施・評価していくと、よりよい研修を企画できるようになっていくのかの心がまえとコツ、心配りの知恵を、研修実施過程に沿って示しています。全国諸地域の自治体研修企画者、受講者、あるいは私のように講師という立場から携わってきた人から本音の声を聴きとり、また研修に関する調査結果等をふまえて、知恵の結集として作成されたものです。すでに担当されてきている方も他地域の方法を知って視野を広げたり、また自治体研修だけではなく幼稚園・保育所等の関係諸団体での研修を企画実施される方の参考にもなるようにと願って作成されました。

本ガイドが、全国各地の研修への道標となり、各地域の保育の質向上への地図が作られ、よりよい保育の質をめざす歩みが、たしかな足どりとなることを心から願っております。

### 本ガイドの活用法

本書は、

- ① まずは最後まで目を通すことで全体像を把握してください。
- ② 研修を実施する際に、マニュアルのように都度必要なところを見て確かめるのに使ってください。
- ③ ご自身が担当された研修を振り返り、これから工夫できる点に下線やチェックをいれ、研修実施評価や振り返りシートとしても使ってみてください。
- ④ さらに、あなた一人で使うだけではなく、保幼合同研修や小中学校との合同研修などでの担当者間相互で共有して話し合うための学習材としても使ってみてください。

# 幼児期の教育に必要な専門性

都道府県や市区町村が保育者研修を行う目的は、保育者個人の専門性の向上を通して、園及び地域の幼児教育の質を高めることにあります。では、その幼児期の教育に必要な専門性とは何でしょうか。幼児期の教育に詳しい、白梅学園大学教授の無藤隆先生に解説していただきました。

## 1 幼児期の教育に必要な専門性

幼稚園・保育所で行う幼児教育・保育は単なる家庭の養育の代替でもないし、事故のないように預かるだけのものではありません。幼児期にふさわしい保育を行い、子どもの力を伸ばしていくためのものです。

① 養護と教育の一体性が基盤となります。 養護とは生命の保持と情緒の安定ということです。その上でいわゆる5領域で示される教育が成り立ちます。その養護は保育所でも幼稚園でも大事なことです。保育者が子どもを受け止め、子どもの思いを生かそうとすることで、子どもはやってみたいことをやろうと動き始めます。幼児教育が始まるのです。

② 今の経験と将来に向けての芽生えの双方をとらえます。 子どもが今、その遊びにおいてどういう経験をしているのか、そこからどんな学びが成り立ちそうかを見取ります。同時に、それが先に向けてどう伸びていくのか。来週の遊びにどう発展するか。さらに数ヶ月の長い期間の育ちにどう広がるのかを見通して、今の指導に戻していくのです。

③ スキルと長い目で育ちの双方が必要です。 子どもを導き、具体的に遊びを充実させるためには様々なスキルを必要とします。そうであるからこそ専門家であると言えるのです。ですが、同時に、長い目で子どもがどう育つのかを理解して、それに向けて、個々のスキルを使って、子どもの活動を方向づけていくのです。



**4** 内容とその土台となる力の両面を育てることが幼児教育です。保育内容はもちろん重要です。その中身を理解し、どう指導したらよいかを会得している必要があります。しかし、その土台としての力の育成が幼児期に特に肝腎なのです。それは子どもの意欲・興味であり、周りの事柄の特徴に気づくことであり、遊びに集中し追究する自己調整力です。

**5** 直接の対応と記録と指導計画の作成を進めます。保育者として子どもと直接やりとりする際の手立てや工夫を身につけねばなりません。同時に、それを振り返り、よいものにしていくために保育の記録を取り、それを見直して、指導計画の作成や修正に生かすようにしていきます。

**6** 教材の配置と探索の保障を行います。保育は園の環境にどういったものをどういった位置に置くかが要となるものです。環境構成は個々の素材の潜在的な価値を分析し、子どもの動線を考えて配置することで、子どもの探索を誘います。

## 2 専門性の絶えざる向上へ

保育の専門性は養成課程で学べば、それで確定されるわけではなく、実地に学ばねばなりません。一通り指導が出来るようになって、絶えず学び続けることで、その現状も維持されるのですし、さらに高いところを目指してほしいのです。

それには、何より日頃の保育の中で振り返りを行い、それを園内研修を通して高めていきます。自分たちがどのように保育をしているかを

互いに見合ったり、専門家に助言してもらうことで、足りない点やさらによくしていけるところが具体的に見えてきます。

また、園外の研修に参加して、向上に努めます。実践も新たな試みが次々に生まれます。それを知る必要があります。新たな課題が時代の変化や研究の進展により生まれてきます。その対応について考えることが大事になります。

その研修は単なる「勉強」とどまりません。園に持ち帰り、勉学の成果を園の保育に生かすようにします。自分の保育の改善にも、また園全体の保育の再検討にも生かせます。園の保育の全体を良いものとしていくのです。

## 3 研修を意義あるものにするには

研修が役立つものとなるには、研修で学ぶ理念や知識を、現場の実践につなぐ必要があります。理念や知識は抽象的なものなので、それが自分の園でまた自分の保育でどう生かせるかを検討する場が必要です。

その際、いろいろな園の様々な保育のあり方の底にある共通性に目を向けるとよいでしょう。確かに表面的にはある園は自由な遊びを強調し、別な園は一斉の指導を重視するかもしれませんが。ある園は自然とのかかわりを大切に、別なところは造形活動に重きがあるかもしれません。それでも、どれも子どもの力を引き出し、伸ばそうとする共通性があるはずです。

また研修としては、保育者の力を発揮させ、実践的な研究また研究的な実践への姿勢を作ってほしいものです。すぐ役立つことと同時に、長い目での保育者の成長を促してほしいのです。考え、感じ、学ぶ保育者を育てましょう。

# 保育者研修の必要性

なぜ、保育者に研修を実施する必要があるのでしょうか。法令等では次のように規定されています（ここでは、一部を紹介します）。いずれも保育者本人による研鑽<sup>けんさん</sup>と、それを支える研修機会の保障や充実が大切であるとされています。

幼稚園教員に対しては、教育基本法の中で研修の充実の必要性が記述されています。

## ●教育基本法

（教員）

第九条

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

教育公務員である公立幼稚園の教員の研修については、教育公務員特例法に示されています。

## ●教育公務員特例法

第四章 研修

（研修）

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

また児童福祉施設最低基準では、保育所の職員に対して必要な知識等の修得に努める義務と、施設に対しては研修機会を職員に確保する義務が言及されています。さらに保育所保育指針では、施設長が保育所内外の研修を体系的、計画的に行うと示されています（第7章 職員の資質向上）。

## ●児童福祉施設最低基準

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

※法令等は、一部抜粋。下線は、作成者（ベネッセ次世代育成研究所）による。

## 初めて行政職に就いた方へ

\*行政職として保育者研修を担当する際には、こうした法令等や、国・当該自治体の教育政策等への理解をいっそう深め、地域全体の幼児教育の質的向上を図ることが求められます。

# 受講者にとっての研修の意義

受講する保育者と園にとって、研修はどのような意義をもつのでしょうか。研修の計画にあたっては、研修の意義を明確にしておくことが大切です。担当者自身が受けてきた研修のうち、役に立った内容や特徴を分析してみることも有効でしょう。

## 1 園全体の幼児教育の質を高める核になる

研修の意義は、受講した本人の成長にとどまらず、受講者が学んだことやそれを生かした実践の改善を園全体に波及させて、園の幼児教育の質を高めることにあります。園内で伝達するためには、受講者が研修内容を整理する必要があります。受講者にとってこの作業は研修内容の定着につながり、成果を高めます。研修の成果は、保育者自身の変容や、望ましい子どもの成長・発達に現れます。



## 3 実践と理論をつなげて、実践を深化させる

保育者は、日々の実践を研修の場で理論的に分析し、客観化することで、実践を深化させることができます。研修で学んだことを実践で確かめ、さらに実践を研修で振り返るといったことを繰り返すうちに、保育者は自信をもって、質の高い実践を意図的、計画的に展開できるようになるでしょう。



このような保育者研修の意義を考えると、その成果を高める研修内容には、3つのポイントがあるといえます。

### 研修内容の3つのポイント

- ① 園や受講者の課題に即している
- ② 受講者同士の学びあいができる
- ③ 具体的で、実践に生かしやすい

**演習が重要!**

このいずれにもかわり、研修の成果を高めるのが「演習」です。演習には、研修での学びを自己の実践における課題としてとらえなおすという意味があります。自分の課題として考えることができ初めて、「実践してみたい」「実践してみよう」という意欲につながるのです。

## 2 視野を広げたり、学ぶ姿勢が育まれる

集団で研修を受講するよさは、他の保育者・講師の理論や教育観に触れることで子どもの見方や捉え方を広げ、子どもへの理解を深めることにあります。集団で学ぶことで視野の広がりが生まれるとともに、講師や受講者から刺激を受けて、意欲的に学ぶ姿勢も育まれるでしょう。



# 研修担当者の3つの役割

それでは、研修の計画や実施にあたり、研修担当者に求められる役割とは何でしょうか。

## 1 研修を活用して、地域の幼児教育の質を高める

①研修担当者は、保育者研修を活用して地域の幼児教育の質を高める重要な役割と責務を担っています。研修を行う際には、幼児教育の独自性と学校教育への接続に対する理解が必要です。そのうえで、地域の幼児教育はどうあるべきなのか、どういう保育者を育てたいのかというビジョンをもち、そのビジョンを実現するための計画や実施に努めることが大切です。

②研修の計画や実施にあたっては、法令や国・当該自治体の教育政策等を踏まえながら、地域の実情やニーズに応じることが求められます。研修担当者が核となり、自治体の各部署や幼稚園・保育所等の関係諸団体・園長会、保育者の養成校、専門機関などと連携し、地域におけるコーディネーター役として連絡や調整の役割を積極的に果たすことが大切です。

## 2 研修の目的を明確にし、講師や受講者と研修をつくる

①研修は、担当者・講師・受講者が一体となつて作りあげていくものです。研修担当者には、講師・受講者が共通の目的に向かって主体的にかかわり、成果を生み出せるように動機づけ、その力を引き出すことが求められます。

②そのためにも、まず研修の目的を明確にする必要があります。目的が明確になることで、講師や受講者、そして受講者を送り出す園長などの共通認識が深まり、研修を進めやすくなります。また目的に応じて、研修内容や方法、講師を的確に選択・選任できます。

③そして、その研修の目的を受講者や講師に伝えることが重要です。受講者が目的を理解し、自らの課題と照らし合わせて主体的に研修を受講することにより、また、講師が研修の目的に応じて適切な内容や手法で研修を実施することにより、成果はあっというまに高まるでしょう。

## 3 受講者を尊重し、研修を受講しやすい状況をつくる

①受講者は園の仕事を他の人に代わってもらうなど、時間の調整が難しいなかで参加します。その姿勢を言葉や態度で認めて示すことが大切です。受講者がより意欲的に研修を受講するようになります。また、研修の意義への理解が深まることから、継続して受講する前向きな姿につながることも期待できます。

②研修にはそれぞれの受講者が課題をもって参加しますが、場合によっては研修を続けられない状況に陥ることもあります。連続した研修の場合、一人ひとりの実情に応じて、相談にのったり、励ますなど、途中で挫折しないように支えることも研修担当者の大切な役割と言えます。





## 最初はカルチャーショック。 今は、指導主事としての成長を実感

主な経歴 ・ 小学校管理職 ・ 総合教育センター指導主事

### 最初は「困ったな…」

幼児教育にかかわる県の指導主事になって4年目になります。それまでは小学校の管理職や総合教育センターの指導主事をしていて、最初は正直に言うと「困ったな…」と思いました。幼児の遊びの意味や解釈も全くわかっていなかったからです。

就任後、以前からいた指導主事にレクチャーしてもらった際、カルチャーショックを受けました。そこから幼児教育の勉強をスタートしたのです。

幼稚園教育要領や保育所保育指針の解説に丹念に目を通すようにして、今でもバイブルにしています。



### 園の保育観察で、一番力がついた

幼児教育について最も理解を深められたのは、園に出向いて実際の保育を見たことです。本を読んだり、話を聞いたりしただけではわからない部分があります。ですから実際に、3・4・5歳児の保育を何度も見に行きました。子ども同士のト

ラブルがあっても、保育者の援助によって子どもたちがそれを乗り越えて、遊びを変化させる様子を目の当たりにしたとき、幼稚園教育要領や保育所保育指針の解説の意味がよくわかった気がします。

### 日々の情報収集と、指導主事同士の学びあいも大切

また、日々の情報収集も欠かしません。幼児教育の専門誌に目を通したりして、常に情報のアンテナを高くするように心がけています。全国の指導主事会議などには課の指導主事の誰かが必ず参

加して、新しい情報を収集して指導主事全員で共有しています。そうした地道な努力を続けて、だんだん力をつけてくることができたと思います。

### 幼児期の教育の重要性への理解が、研修を推進する原動力に

教育基本法には、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると記述されています（※）。私自身も、幼児期に遊びの中で様々な体験をすることが小学校や中学校以降の教育につながっていくと考えています。このような幼児期の教育の重要性への理解を深めたことが、研修をはじめとした取り組みを積極的に推進する原動力になっています。

現在、保育者の専門性の向上のために、私が勤務している県では様々な取り組みを行っていますが、幼児教育について学ぼうちに、指導主事としても成長することができたと思います。保育者研修を活用して、地域の幼児教育の質を高めるとともに、幼児期の豊かな遊びが子どもたちの健やかな成長につながるということを他課と連携しながら、広く訴えていきたいと思っています。

※教育基本法（幼児期の教育） 第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。



## 幼児期からの子どもの育ちを知ることが、 教育にかかわる者として大切

主な経歴 ・ 小学校教員、校長 ・ 中学校教員、校長

私は、小学校・中学校の教員、小学校長・中学校長を経て、幼児教育にかかわるようになりました。当初は、幼児がどういう行動をするのか想像もできませんでした。しかし幼児期の教育について知るうちに、いかにそれが大事なものであるかを実感するようになりました。教育にかかわる者として、小学校、中学校、高等学校の先生も幼児期の子どもの発達を知り、育ちの連続性を理解することが必要だと今は考えています。

私が幼児期の教育について理解を深めるのに役立ったことは、実際に保育を見たことです。最初は遊んでいるだけのようにはしか見えませんでした。しかし、幼稚園や保育所に行って、遊びの意味や子どもの発達、子どもの姿を見る視点を現場の先生と話し合ううちに見方が変わってきました。保育観察に加えて、このように子どもの育ち

について現場の先生と協議したことが、幼児期の教育を理解するうえで一番よい勉強になったと思います。

幼児期の子どもの体験を豊かにしたり、小学校に接続したりする必要性を考えると、子どもの育ちを理解して適切に援助ができる保育者を育てなければなりません。地域の教育行政を担う者として、保育者の資質を向上させる責任、子どもの教育環境を整える責任は大きいと感じています。



## 同僚との語り合いが、 指導主事としての専門性の向上と意欲に

主な経歴 ・ 特別支援学校教員

私は特別支援学校で子ども一人ひとりの発達に寄り添って指導をしてきました。しかし幼児教育に初めてかかわるようになり、幼稚園教育要領、保育所保育指針を読んだとき「一人ひとりに応じて」という言葉は理解しても、具体的な子どもの姿が思い浮かびませんでした。そのため、実際に保育を見て、疑問に思ったことを保育経験のある同僚に聞き、子どもの姿に対する多様な解釈を積み重ねていきました。また、子どもの発達について語り合ったり、課題を共有しました。このような同僚との語り合いが幼児期の教育の理解を深めたとともに、意欲的に取り組むエネルギーにもなりました。

そうした積み重ねや語り合いに時間をかけたことで、指導主事として成長できたと思います。今

では保育者がつかんでいる子どもの育ちや援助の方法・内容を整理したり、それに意味づけをして、現場の保育者に役立つ話ができるようになりました。日々の子どもの姿に意味があることに気づいてもらい、意図的、計画的に保育者が保育を展開できるように支援することも、指導主事の大事な務めと考えています。

研修担当者としては、保育者の気持ちに共感しながら意欲を高めるといった役割も重要だと思います。研修の受講者が「明日からまた保育を頑張ろう」「もっと子どもに寄り添おう」と思って、子どもの元に帰っていくことを大事にしたいと思っています。



## 幼児期には、教育の原点がある

主な経歴 ・ 公立小学校教員 ・ 大学附属幼稚園教員

私は公立小学校から大学附属の幼稚園に赴任したあと、県の幼児教育部の指導主事をしています。幼稚園に赴任したときは、小学校教員としてそれまで積み上げてきた経験だけでは保育者は務まらないことを感じました。

5歳児を担当した1年目は、幼稚園も小学校も一人ひとりの心に寄り添うという点で大切にすることは同じだと思いました。しかし、3歳児を担当した2年目は、違うと思いました。幼稚園では子どもの興味・関心や身近な事柄から保育を組み立てるので、子どもの発達を知らないと保育が成り立ちませんでした。発達に応じて育てていくべきものを知ったうえで、保育にあたるのが大切だと感じました。

例えば、入園したばかりの3歳児が不安な様子で泣いてこちらにやってくる時。小学生で

あれば、先生は「どうしたの?」と聞きますが、幼稚園の先生はまずあたたかく抱きしめます。そうすると子どもは落ち着き、安定するのです。幼児期には、保育者と子どものこうした関係が大事だと肌で感じました。

また、次のようなこともありました。ある日、幼稚園で子どもが登園している最中に落ち葉を掃いていました。それを子どもたちは興味深そうに見ていたのです。幼稚園は学校でありながら、子どもが暮らす生活の場であることを大切にしていると感じました。子どもが安心して生活できるよう、保育者は保護者のような役割を果たしながら、家庭生活との連続性を考えて教育をしているのだと知りました。

幼稚園の子どもたちに多くのことを学びました。



## 幼児期の育ちを知ること、 幼小連携の必要性を実感

主な経歴 ・ 公立小学校教員

私は小学校に勤務していた半分が低学年の担任でした。中でも、夢と希望を抱いて入学してくる1年生との生活は、とても楽しい時間でした。その一方で、様々な幼稚園や保育所から来る経験の異なる子どもたちをどのように受け入れ、授業を組み立てるべきか悩んだこともありました。そのような中、大学で半年間、幼児教育について学ぶ長期研修の機会をいただきました。

研修期間中、様々な園で実際の保育や子どもの姿を見たり、幼児期の教育について研究したりしました。その後、小学校に戻り1年生を担当すると、教室環境や子どもへのまなざしが大きく変わったことに気づきました。それまでも1年生の子ども一人ひとりに寄り添い、授業や生活上の配慮をしてきた自信がありましたが、自分が見てい

た子どもは、「今」「目の前にいる」表面的な姿であり、子どもたちが入学前の6年間をどのように過ごしてきたかを知らずにいたことを痛感したのです。子どものことを考えたつもりでしてきたことが、実は子どもの学ぼうとする芽を摘んでいたのかもしれない。

そこで改めて、小学校教員が幼稚園や保育所での子どもの育ちを知る必要性を実感したのです。今は県で幼児教育の指導主事をしていますが、幼児教育の担当だからということではなく、子どもの目線に立った、本当の意味での連携の必要性を感じることが指導主事には大切だと思います。そのためにも、まず幼稚園や保育所に足を運ぶことが必要です。そこで子どもの姿を見れば、おのずと必要感がわいてくるはずですよ。